

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定自立支援医療機関の指定
根拠条例・規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 5 9 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 （電話：048-829-1305）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 5 7 条
	設定等年月日	平成 1 8 年 3 月 3 日設定 平成 2 2 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	育成医療・更生医療について年 4 回開催される審査会で決定されてから 3 0 日以内。 精神通院医療について申請を受けた月の翌月初日付け指定のため 3 0 日以内。
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日設定 平成 1 9 年 4 月 1 日最終改正
備 考		